

神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画

令和4年4月1日
神奈川県

神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画 目次

5	航空部隊の活動報告	10
6	航空部隊等の引揚げ	10
第5章 通信運用		
1	航空機の無線運用体制	10
2	ヘリコプター動態管理システムの運用	11
3	ヘリコプターテレビ電送システムの運用	11
4	衛星電話等の運用	13
第6章 その他		
	航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施	13
第1章 総則		
1	目的	1
2	計画の運用	1
3	用語の定義	1
4	航空部隊等の活動分類	3
第2章 事前計画		
1	要請から出場までの体系	3
2	活動拠点ヘリベースの決定	3
3	活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務	3
4	活動拠点ヘリベースの配置	3
5	食料の備蓄計画等	4
第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等		
1	活動拠点ヘリベース（横浜ヘリポート）への受入体制	4
2	航空部隊等の要請時の協議	4
3	航空指揮本部の設置	4
4	航空指揮支援隊の出動要請	5
5	航空指揮支援本部の設置	5
6	燃料補給体制の確保	5
7	航空部隊等との情報連絡	6
8	航空隊員の調整本部への派遣	6
9	統括指揮支援隊等の受入体制	6
10	フォワードベースの開設基準及び受入体制	7
11	フォワードベースの安全管理体制等	7
12	ランディングポイントの設定	7
13	災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定	7
第4章 航空部隊等の運用等		
1	航空部隊等の受付	9
2	航空部隊等の駐機場所	9
3	航空部隊への活動要請及び任務付与	9
4	航空情報（ノートム）発出要請	10

第1章 総則

1 目的

この計画は、神奈川県（以下「県」という。）内の市町村において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号。）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合、又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が円滑に活動できる体制の確保を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条に基づき神奈川県緊急消防援助隊受援計画（以下「県受援計画」という。）に定めるもののほか、航空部隊等の受援について必要な事項を定める。

2 計画の運用

この計画の運用は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合、又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援を受ける場合とする。

なお、本計画の変更等については、その都度、県、横浜市消防局及び川崎市消防局が協議して改正する。

3 用語の定義

この計画における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 活動拠点ヘリベース (HB)
災害の終始を通じて、航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示及び任務付与）、駆機、給油、整備、整備及び宿泊（近隣への宿泊を含む。）をすることが可能な活動拠点並びに航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。原則として、被災地（被災地の周辺地域を含む。）に設置するものとする。
- (2) フォワードベース (FB)
航空部隊の集結時の駐機場所又は、被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、活動拠点ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。
- (3) ランディングポイント (LP)
上記(1)(2)に掲げるもののほか、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎ、傷病者の引継ぎ等災害対応をするための離着陸を行う拠点をいう。

(4) 消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）

災害発生市町村の消防の応援等のため県及び県内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、消防組織法第44条の2に基づき神奈川県知事が設置するものをいう。

(5) 航空運用調整班（以下「運用調整班」という。）

大規模災害発生時に、消防、警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う県災害対策本部に知事が設置する班をいう。

(6) ヘリベース指揮者

活動拠点ヘリベースで航空機を用いた消防活動の指揮（指示及び任務付与）を行う者をいい、原則として横浜市消防局航空科長がその任に当たる。

(7) ヘリベース担当職員

ヘリベース指揮者の下で調整本部との連絡調整を行う者をいい、原則として調整本部から神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課企画グループリーダー及び消防保安課員を活動拠点ヘリベースにただちに派遣し、その任に当たる。

(8) 航空指揮支援隊長

ヘリベース指揮者を補佐するとともにヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空部隊の活動を管理する職員をいう。

(9) 航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長の指示に基づき、航空部隊の指揮及び情報の収集伝達・通信等を行う部隊をいう。

(10) 航空部隊

被災地都道府県で活動する航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

ア 航空小隊

被災地における航空機を用いた情報収集及び消防活動を行う航空隊をいう。

イ 航空後方支援小隊

活動拠点ヘリベース等における緊急消防援助隊の活動に必要な輸送・補給活動等を行う部隊をいう。

(11) 航空搬送拠点

広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離着陸可能な拠点でSCU（臨時医療施設）が設置可能な場所をいう。

4 航空部隊等の活動分類

航空部隊等の活動分類については、次のとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊又は航空指揮支援隊の輸送活動
- (2) 情報収集活動
- (3) 救助・救急・輸送活動
- (4) 消火活動
- (5) 航空後方支援活動
- (6) 航空指揮支援活動
- (7) その他（SCU（航空拠点搬送臨時医療施設をいう。以下同じ。）支援活動、避難誘導、広報等）

第2章 事前計画

- 1 要請から出場までの体系
応援活動に従事する航空部隊等の要請から出動までの系統図は、資料1「要請から出動までの系統図」のとおりとする。

2 活動拠点ヘリベースの決定

- (1) 県内における活動拠点ヘリベースは、横浜ヘリポートとする。また、横浜ヘリポートの基本情報は資料2「横浜ヘリポートヘリベース等基本情報」、資料2-1「横浜ヘリポート場周経路」、資料2-2「横浜ヘリポート周辺図」及び資料2-3「横浜ヘリポート施設図」のとおりとする。
- (2) 横浜ヘリポートが被災し使用できない場合は、横浜市消防局消防訓練センターとする。（以下「代替ヘリベース」という。）

なお、代替ヘリベースが使用できない場合は、調整本部が被災市町村等及びヘリベース指揮者と協議の上、資料3「活動拠点ヘリベース及びフレードベース一覧」の中から決定するものとする。

- (3) 県は、横浜ヘリポート以外に活動拠点ヘリベースとして航空部隊等の受入れに十分な機能を有する場所及び施設を確保するため、継続的に調査する。

3 活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務

活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料4「活動拠点ヘリベースにおける班編成及び各班の任務」のとおりとする。

4 活動拠点ヘリベースの配置

ヘリベース指揮者は、活動拠点ヘリベースの配置等の各種情報、駐機場に關する事項を航空部隊等に周知する。

- (1) 横浜ヘリポートの配置は、資料5「横浜ヘリポート駐機配置図」のとおりとする。
- (2) 第2順位の横浜市消防局消防訓練センターの配置は、資料6-1「横浜市消防局消防訓練センター詳細図」及び資料6-2「消防訓練センター（代替ヘリベース）配置図」のとおりとする。

5 食料の備蓄計画等

- (1) 県は、航空部隊等に対する食料等を確保するため、活動拠点ヘリベース及びフレードベースにおける駐機可能機数に応じた隊員数を参考に最低限必要（3日分程度）な食料及び飲料水等を整備するものとする。なお、食料の搬送等については、調整本部で調整するものとする。
- (2) 県は、航空部隊等の駐機可能機数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、受援する場合は宿泊場所の情報を提供するものとする。

第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等

1 活動拠点ヘリベース（横浜ヘリポート）への受入体制

調整本部長（知事）は、活動拠点ヘリベースを確保するため、横浜市消防局長に対し、別記様式第7「活動拠点ヘリベース設定及び運用依頼」により横浜ヘリポートにおける航空部隊等の受入れ及び活動拠点ヘリベースとしての運用について依頼する。これを受けて、ヘリベース指揮者は、横浜ヘリポートの航空部隊等の受入れ及び運用体制を整えるものとする。

2 航空部隊等の要請時の協議

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の応援が必要な場合は、任務、必要機数及び活動拠点ヘリベース受入可能機数等について、調整本部と協議するものとする。

被害状況が把握できない場合は、速やかに総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループ（以下「消防庁航空グループ」という。）と協議するものとする。

3 航空指揮本部の設置

ヘリベース指揮者は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地の緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、活動拠点ヘリベー

- スの指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）を設置するものとする。
 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するものとする。
 か、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 被害情報の収集に関すること。
 - (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援隊の出動要請

大規模災害時において、ヘリベース指揮者が多数の航空小隊の活動管理が必要と認めるときは、航空指揮支援隊の出動を調整本部に要請するものとする。

5 航空指揮支援本部の設置

航空指揮支援隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。
 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一場所に設置するものとする。
 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
 航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

6 燃料補給体制の確保

- (1) 燃料補給基地は、原則として横浜ヘリポートとし、調整本部は、県と神奈川県石油業協同組合との間で締結された「災害時等における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、同組合に対し航空小隊の活動に必要な燃料補給を依頼するものとする。
- (2) 代替ヘリベースでの燃料補給は、調整本部が当該補給地の責任者及び県災害対策本部と協議を行うものとする。
- (3) フォワードベースに駐機する航空小隊の燃料補給は、原則、活動拠点ヘリベース（代替ヘリベースを含む。）で行うものとする。
- (4) 調整本部は、県内での燃料補給体制が確保できない場合は、早期に消防庁航空グループ及び近隣都県と燃料の供給について調整を行うものとする。

7 航空部隊等との情報連絡

応援要請後における消防庁、航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

- (1) 各消防防災航空隊の連絡先は、資料7「消防防災航空隊名簿」のとおりとする。
- (2) 航空部隊等への情報提供
ヘリベース指揮者は、調整本部と調整の上、活動拠点ヘリベース状況等の情報を別記様式1「受援航空隊情報提供事項」により、速やかに航空部隊等及び消防庁航空グループに情報提供するものとする。
- (3) 航空部隊等からの情報収集
ヘリベース指揮者は、航空部隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を別記様式2「航空部隊等情報提供事項」により、航空部隊等及び消防庁航空グループから速やかに収集するものとする。収集した情報は、その都度、調整本部に提供するものとする。
- (4) 情報連絡方法
連絡方法については、原則として、別記様式2の連絡先の防炎行政無線通信網、有線（携帯）電話、有線ファックス及び電子メールによって行うが、有線途絶等の場合は、衛星通信を活用するものとする。

8 航空隊員の調整本部への派遣

横浜市消防局は、応援要請を行い、調整本部が設置された後、調整本部に航空隊員（航空科担当係長）を派遣するものとする。また、川崎市消防局については、横浜市消防局と調整しながら、調整本部に航空隊員を派遣する。
 なお、派遣された航空隊員は調整本部要員として活動し、次の任務を行うものとする。

- (1) 統括指揮支援隊等及び運用調整班との連絡調整
 - (2) 消火、救助活動等を行う航空部隊と陸上部隊との連絡調整
 - (3) 調整本部の代表として運用調整班における警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等とのヘリコプターの活用に関わる運用調整
- #### 9 統括指揮支援隊等の受入体制
- (1) 神奈川県統括指揮支援隊は、国の基本計画に基づき、第1位：横浜市消防局、第2位：東京消防庁とする。
 - (2) 横浜市消防局以外の統括指揮支援隊及び消防庁職員等（以下「統括指揮支援隊等」という。）の受入れについては、県受援計画によるほか、調整本部とヘリベース指揮者と調整の上、次のとおり行うものとする。

なお、被災状況により、受入れ困難な場合は、調整本部を通して消防庁航空グループに連絡するものとする。

ア 離着陸場所は、原則として、みなとみらいヘリポート（資料 8：場外離着陸場略図）とし、離着陸の際の安全管理等は地上支援活動隊及び県職員が行うものとする。

なお、統括指揮支援隊等は、県職員が調整本部へ案内するものとする。

イ アの離着陸場所が使用できない場合の離着陸場所は、横浜ヘリポート（資料 2：横浜ヘリポートヘリベース等基本情報・資料 5：横浜ヘリポート駐機配置図）とする。統括指揮支援隊等は、県の車両により調整本部へ移動するものとする。

ウ ア、イの離着陸場所が使用できない場合の離着陸場所は、横浜市役所屋上（資料 9-1：横浜市役所屋上離着陸場使用要領・資料 9-2：飛行場外離着陸場詳細図）とし、離着陸の際の安全管理等は地上支援活動隊が行うものとする。

なお、統括指揮支援隊等は、県職員が調整本部へ案内するものとする。

(3) 指揮支援隊及び航空指揮支援隊の受入れについては、次のとおり行うものとする。

ア 離着陸場所は、原則として横浜ヘリポートとし、その後、空路又は陸路で被災地（被災地消防本部庁舎）へ移動するものとする。

イ 横浜ヘリポートから空路で被災地（被災地消防本部庁舎）へ移動する場合の離着陸場所については、調整本部がヘリベース指揮者及び現地消防（局）本部と調整の上、速やかに決定するものとする。

ウ 調整本部は、横浜ヘリポートから陸路で被災地（被災地消防本部庁舎）へ移動する場合の車両について、県内各消防本部と調整するものとする。

エ 航空指揮支援隊は、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は自隊の車両等により出動するものとする。

10 フォワードベースの開設基準及び受入体制

調整本部は次の各号の要領で、資料 3「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中からフォワードベースを設定するものとする。

(1) 開設基準

ア 航空小隊の機体数が、活動拠点ヘリベースの駐機可能機体数である 5 機を超えるとき。

イ 活動拠点ヘリベースから被災地が遠隔地である等、航空小隊の活動上

必要と認めるとき。

(2) 受入体制

ア 調整本部は、フォワードベースを開設するに当たり、ヘリベース指揮者との協議するものとする。

イ 調整本部は、フォワードベースを管轄する消防本部及び管理者等と使用可否等について協議するものとする。

(3) 開設及び任務

フォワードベースの開設及び任務は、別に定める要領により、管轄する消防本部職員等が行うものとする。

(4) 配置

各フォワードベースの配置は、資料 10-1 から資料 10-6「フォワードベース位置図」のとおりとする。

11 フォワードベースの安全管理体制等

(1) フォワードベースを管轄する消防本部は、当該消防本部職員等によりフォワードベースの安全管理体制を確保するものとする。

(2) ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員を派遣するものとする。

(3) フォワードベースの開設、安全管理、航空小隊の受入れについては別に定める要領によるものとする。

12 ランディングポイントの設定

(1) 調整本部は、任務、被災状況により、航空小隊の活動上、要救助者等の引継及び仮救護所の設置等、必要と認める場合は、資料 11「神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表」中からランディングポイントを設定するものとする。

(2) 調整本部は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づいた適地をランディングポイントに設定することができるものとする。

(3) 調整本部はランディングポイントの設定に当たり、運用調整班及びランディングポイントを管轄する消防本部と協議するものとする。

13 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

(1) 調整本部は、運用調整班、離着陸場所管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、DMA T 等と協議の上、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料 12

「災害医療拠点病院へのヘリコプター臨時離着陸場」中から設定するものと
する。

- (2) 航空搬送拠点に多数の傷病者を搬送する等、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、調整本部及び運用調整班、被災地消防本部、フォワードベース管理者、DMAT 等と協議のうえ、資料 3「活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から設定するものとする。

第 4 章 航空部隊等の運用等

1 航空部隊等の受付

ヘリベース指揮者は、航空部隊等が活動拠点ヘリベースに到着した後、別記様式 3「緊急消防援助隊航空部隊受入一覧表」により受付を行うものとする。

2 航空部隊等の駐機場所

- (1) 活動拠点ヘリベースでの駐機可能数を超える航空部隊等は、フォワードベースに駐機するものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊等の駐機場所について調整本部と調整し、各航空部隊等への事前連絡に努めるとともに、受付時に駐機場所の指定及び災害情報等について提供するものとする。
- (2) 隣接県等の航空部隊等は、一日の活動終了後は原則、自基地へ帰投するものとする。
- ただし、天候、日没等により帰投することができない場合は、ヘリベース指揮者が指定する駐機場所に駐機するものとする。

3 航空部隊への活動要請及び任務付与

- (1) 調整本部は、ヘリベース指揮者に別記様式 6「活動振分書」により、航空部隊の活動要請を行うものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動可否を確認し、その旨を調整本部及び運用調整班に回答するものとする。
- (2) ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動が可能と確認した場合は、別記様式 4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により、航空部隊に任務を付与し、調整本部及び運用調整班に報告するものとする。
- (3) ヘリベース指揮者は、別記様式 5「事案管理一覧表」により、任務付与状況を適切に管理するものとする。
- (4) ヘリベース指揮者は、航空部隊に任務を付与するときには、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度・経度記載したもの）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報を記載したもの）、ランデイングポイントの地図

（概要図を含む。）その他、参考となる資料を該航空小隊に提供するものとする。

4 航空情報（ノータム）発出要請等

- (1) ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があるときは、運用調整班と調整し、国土交通省東京航空局航空安全部連航安全課に航空情報（ノータム）の発出を要請するものとする。
- (2) ヘリベース指揮者は、被災地周辺における飛行の安全を確保するために、必要があると認めるときは、国土交通省航空局次世代航空モビリティ企画室に緊急用務空域の指定を依頼するものとする。
- (3) ヘリベース指揮者は、緊急用務空域及びサイレントタイムが設定される場合は、活動拠点ヘリベースに駐機する航空小隊に周知するものとする。

5 航空部隊の活動報告

- (1) ヘリベース指揮者は、航空部隊の事案に対する任務が完了したときは、当該部隊に別記様式 4「事案受付・活動指示及び結果報告書」及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号。以下「運用要綱」という。）第 31 条に規定する活動日報の作成及び提出を求めるものとする。
- (2) ヘリベース指揮者は、運用要綱第 31 条に規定する活動日報を作成するとともに、航空部隊の活動状況を日ごとに活動日報にまとめ、ヘリベース担当職員に活動日報を指揮支援部隊長及び消防庁航空グループに報告するよう依頼するものとする。

6 航空部隊等の引揚げ

県災害対策本部長は、ヘリベース指揮者の意見を踏まえた調整本部と運用調整班の協議を受けて、航空部隊の引揚げの決定を、ヘリベース指揮者を通して航空部隊の各小隊長に対して直ちに連絡するものとする。

また、調整本部は、消防庁航空グループに、航空部隊の引揚げの報告を行うものとする。

第 5 章 通信運用

1 航空機の無線運用体制

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については、資料 13「周波数リス

ト)のとおりとし、運用に当たっては調整本部及び運用調整班とヘリペー
ス指揮者が調整するものとする。

また、調整本部は、被災地が複数の都道府県にわたり、各都道府県にお
いて航空部隊が活動する場合については、各都道府県の調整本部間におい
て、使用する統制波等について調整を行うものとする。

この場合において、各都道府県の調整本部は、調整した結果をヘリペー
ス指揮者に連絡するものとする。

2 ヘリコプター動態管理システムの運用

ヘリペース指揮者は、ヘリコプター動態システムを積極的に活用し、航
空小隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

航空小隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」
という。）の受信及び運用体制は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県内の受信局

ア 横浜市消防局受信局

(ア) 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz帯）は、横浜市消防局司令セ
ンター屋上に設置されている受信アンテナにより受信する。

なお、15GHz帯の指向性電波を使用する場合には、横浜市
消防局の位置を「北緯35度27分37秒」「東経139度35分45秒」
に設定する。

(イ) サービスエリア

横浜市消防局受信局のサービスエリアの目安はおおむね次のとお
りであり、ヘリペース指揮者又は横浜市消防局統制局が撮影地に
応じて撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報を連絡
用無線等により連絡するものとする。

なお、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装置
による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応するもの
とする。

a 指向性電波の場合

横浜市消防局を中心に見通してアナログ5Wの場合、半径約

100 km、デジタルの場合、半径60km

b 無指向性電波の場合

横浜市消防局を中心に見通してアナログ5Wの場合、半径約40

km、デジタルの場合、半径約10km

c 可搬型受信装置の場合

無指向性電波で約3 km以内

イ 川崎市消防局受信局

(ア) 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz帯）は、川崎市消防局に設置
されている受信アンテナにより受信する。

なお、15GHz帯の指向性電波を使用する場合には、川崎市
消防局の位置を「北緯35度31分31秒」「東経139度41分56秒」
に設定する。

(イ) サービスエリア

川崎市消防局受信局のサービスエリアの目安はおおむね次のと
おりであり、ヘリペース指揮者又は川崎市消防局統制局が撮影地
に応じた撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報
を連絡用無線等により連絡するものとする。

なお、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装
置による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応する
ものとする。

a 指向性電波の場合

川崎市消防局を中心に見通してアナログ5Wの場合、半径約
100 km、デジタルの場合、半径60km

b 無指向性電波の場合

川崎市消防局を中心に見通してアナログ5Wの場合、半径約
40 km、デジタルの場合、半径約10km

c 可搬型受信装置の場合

無指向性電波で約3 km以内

(2) 運用・統制

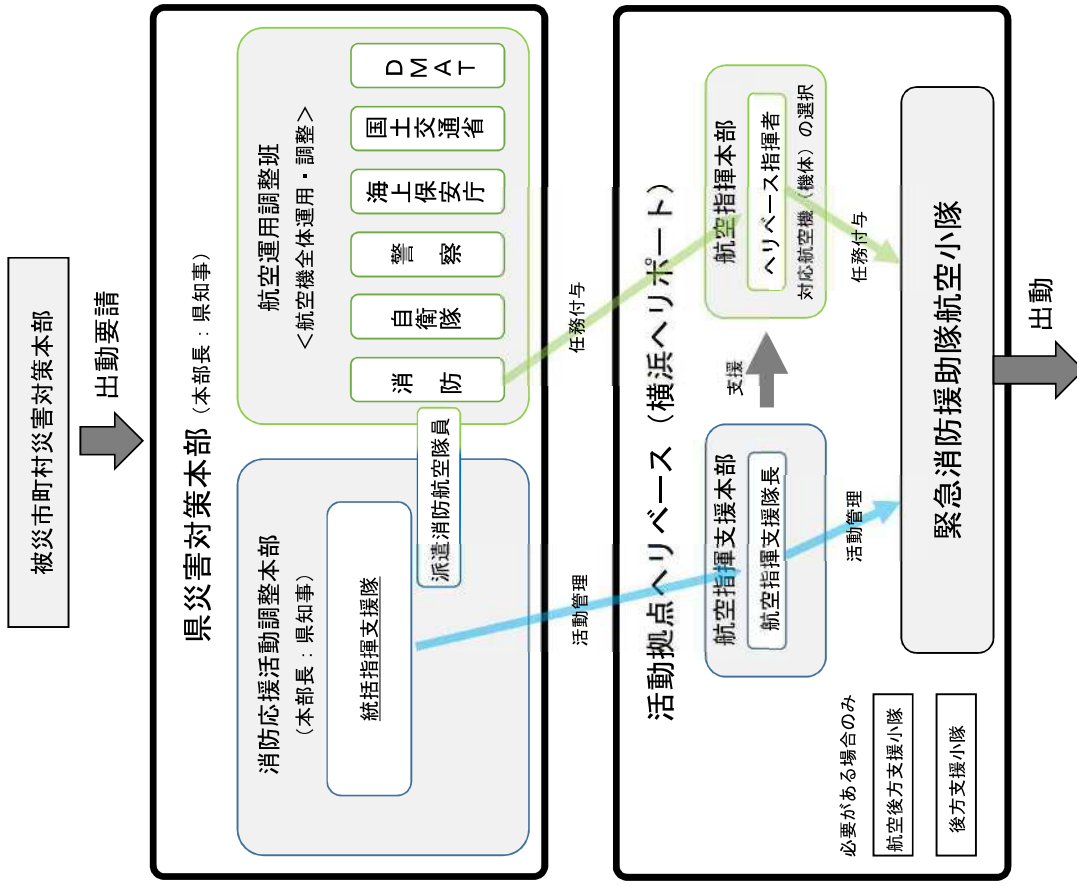
ア 横浜市消防局及び川崎市消防局は、ヘリテレ受信操作及び監視、映
像配信の管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行う
ものとする。

イ 県災害対策本部から映像配信の要請があった場合は、調整本部と横
浜市消防局及び川崎市消防局において調整の上、これを行うものとす
る。

ウ 地域衛星通信ネットワークによる配信

緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を受信した場
合は、総務省消防庁及び被災地（被災地消防本部）に対して、積極的

要請から出動までの系統図



に地域衛星通信ネットワークを経由して配信するものとする。

4 衛星電話等の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、航空衛星電話を活用するものとする。その運用については、調整本部、ヘリベース指揮者の指示によるものとする。

(1) 衛星電話

調整本部：(080-8014-1925)

活動拠点ヘリベース〔基地衛星電話番号〕：014-700-12-408

〔衛星携帯電話〕：(001-010-8821-6695-00712)

(2) 航空小隊搭載衛星電話

あらかじめ消防庁から配布されている航空隊データベース記載の番号

第6章 その他

航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施

県、横浜市消防局及び川崎市消防局は、航空部隊等の受援時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、本計画を踏まえた受援に関する活動拠点ヘリベース、フォワードベース等の運営訓練を定期的の実施するものとする。

附 則

この計画は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

横浜へりポート場周経路



横浜へりポート
RWY 05/23
ELEV 13ft

HDG 045/225

通報要領

122.6Mhz ローカル無線(横浜ローカル) 位置・高度情報等を一方送信願います。
129.75Mhz 『よこしよフライトサービス』 航空情報等をヘリベースから提供します。
通信設定をお願いします。

横浜へりポートヘリベース等基本情報

項目	情報欄
航空隊	横浜市消防局 航空消防隊
所在地	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目2番地
航空隊TEL	045-784-0119
航空隊FAX	045-784-0116
航空隊e-mail	sv-kouku@city.yokohama.lg.jp
運航基地	横浜へりポート
運用時間	24H
ヘリベース周辺ローカルルール	有 (横浜市消防局航空消防隊に要確認)
緯度・経度	北緯35度20分32秒 東経139度39分23秒
情報官TEL	-
情報官FAX	-
緊援隊駐機スポット数	5機(スポット3機 スポット外2機)
スポット地盤状況	5機アスファルト
燃料関係	給油形態 給油設備(2系統各20kl:合計40kl)
航空隊支援車駐機場所	横浜へりポート敷地内 有(大型車可)
宿泊施設	タクシー10分(ビジネスホテル 2件)
コンビニ	徒歩5分
ヘリベース付近の飲食施設	市大医学部内飲食店(徒歩7分)
ヘリベース付近のレンタカー会社	無
ヘリコプターテレビ送システム	有
使用子チャンネル	Aチャンネル
基地局	横浜市消防局司令センター 北緯35度27分37秒 東経139度35分45秒
連絡無線	有(Aチャンネル)
地上電源車(GPU)	有・無 備用可否 保有タイプ
トローイング車	有 可 ホバート Jet-EX6
機体洗浄可否	有 可 2TG-20
荷物運搬カート	有 可 水ホース 20m
荷物保管場所	有 可 手押し車
高所作業台	有 可 手摺付ステップ
トローイングバー及びグラブハンドリングホイール	有 可 AS365及UAW139用トローイングバー
MOBIL Jet OIL II	無 否
都道府県庁舎直近ヘリポート情報	みなとみらいヘリポート(地上) 北緯35度27分47秒 東経139度38分15秒
ヘリベースから都道府県庁舎までの距離(時間)	21km (車で30分)

活動拠点ヘリベースにおける班編成及び各班の任務

1 各班任務の併任
 横浜市内に被害が発生し、横浜市防災計画に基づく各対策消防警戒本部及び消防本部等が設置された場合は、各計画で定める「ヘリ活動班」の任務を併せて実施する。

班 別・任 務	構 成 員	任 務
ヘリベース指揮者	横浜市消防局 横浜ヘリポート航空科長	・活動拠点ヘリベースにおける指揮全般に関すること。
ヘリ活動班 (班長：航空科長) <任務> ・指揮調整	横浜市消防局 航空科担当係長 横浜市消防局航空科員 応援航空隊の航空隊員	・調整本部との連絡調整に関すること。 ・横浜市消防局消防本部との調整に関すること。 ・応援航空隊との連絡調整に関すること。 ・ヘリコプター運航の指揮、調整及び管理に関すること。 ・任務付与の割り振りに関すること。 ・無線の運用及び調整に関すること。 ・調整本部との連絡調整に関すること。 ・応援航空隊の受入れ（宿泊に関する情報提供等を含む）に関すること。 ・航空隊員の勤務管理に関すること。 ・必要物品等の調達に関すること。 ・活動記録、統計に関すること。 ・どの班にも属さない事項に関すること。
<任務> ・庶務関係	・ヘリベース担当職員 (神奈川県くらし安全防災局安全防災部消防係企画グループリーダー)	・ヘリコプターによる各種任務（運航）に関すること。 ・航空局との連絡調整に関すること。 ・航空管制及びビノータムに関すること。 ・気象情報の収集に関すること。
<任務> ・飛行関係	・横浜市消防局航空科員 ・応援航空隊の航空隊員	・飛行時間の管理に関すること。 ・航空機及び資機材の整備に関すること。 ・活動拠点ヘリベースの航空燃料に関すること。 ・活動拠点ヘリベース代替に関すること。
受援調整班 (班長：整備科長) <任務> ・整備関係 ・燃料関係 ・拠点の代替開設	横浜市消防局整備科員 ・応援航空隊の整備士 ・ヘリベース担当職員他	

※横浜市震災対策消防局細部計画に準ずる

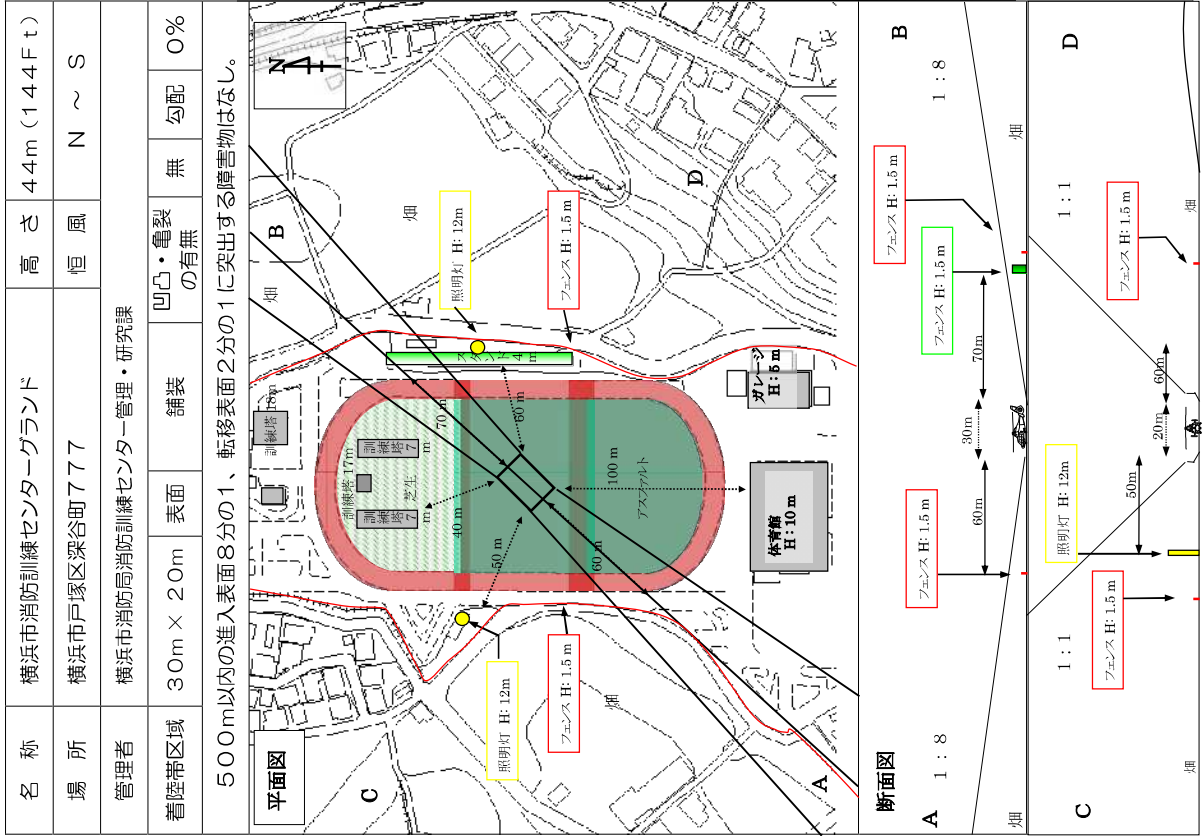
活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧

資料3

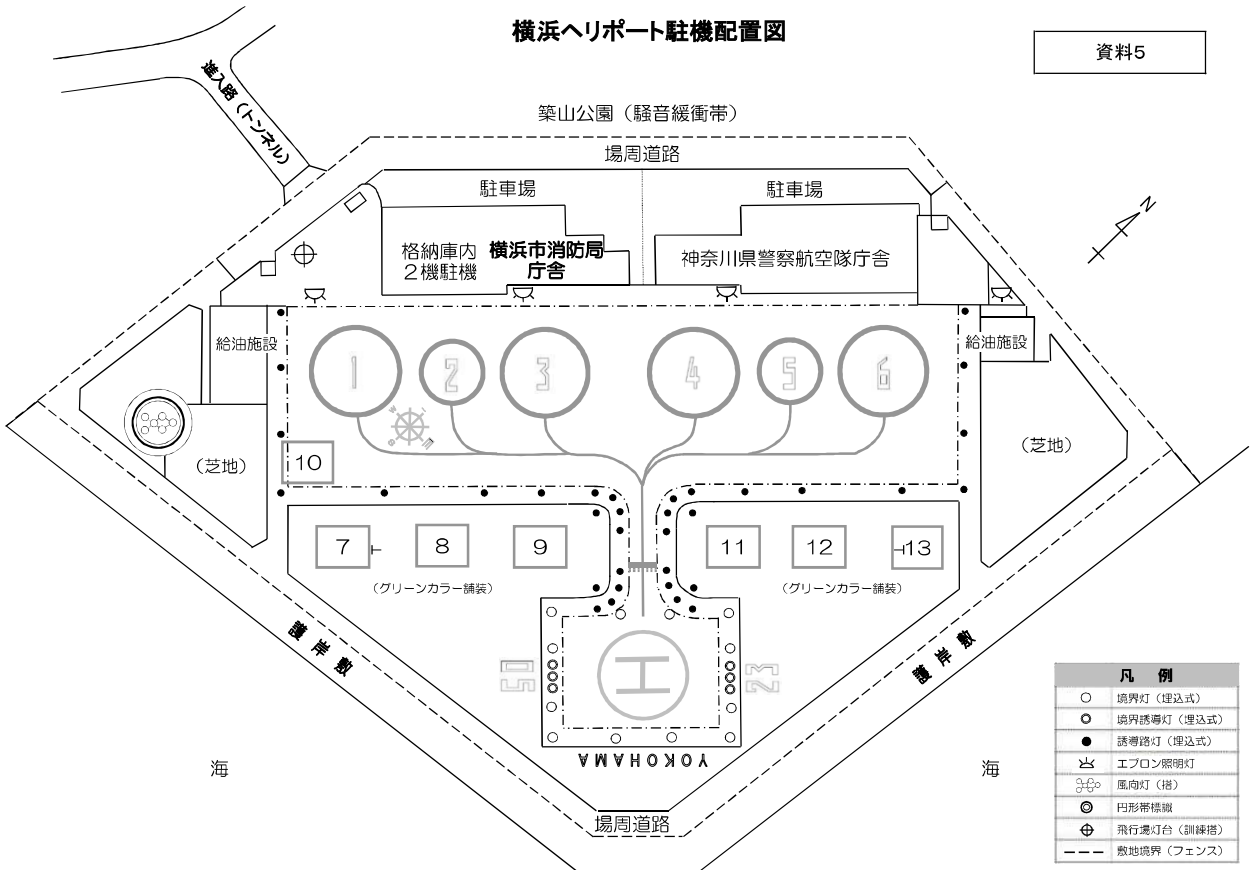
No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(WGS)	最大駐機数	燃料備蓄方法 燃料備蓄量	責任者・管理者等	管轄消防本部等
						※世界測地系			電話番号	電話番号
1	第1順位 HB	横浜	横浜市	横浜ヘリポート	横浜市金沢区福浦3-2	35° 20' 32.00" N 139° 39' 23.00" E	5	給油設備 40kl (20kl×2)	横浜ヘリポート空港長 045-784-0119(航空科)	横浜市消防局 045-332-4042
2	第2順位 HB	横浜	横浜市	横浜市消防訓練センター	横浜市深谷町777	35° 23' 19.00" N 139° 30' 17.00" E	5	なし	消防訓練センター所長	横浜市消防局 045-332-4042
3	FB	相模原	相模原市	相模原麻溝公園第3駐車場	相模原市南区麻溝台2317番1	35° 31' 30.00" N 139° 23' 30.00" E	2	なし	相模原市	相模原市消防局 042-751-9111
4	FB	三浦半島	横須賀市	日産自動車追浜試験場グランドライブ	横須賀市夏島町1番地	35° 19' 32.00" N 139° 38' 35.00" E	15	なし	日産自動車 全社災害対策本部 ①045-200-5509 ②045-200-5508	横須賀市消防局 046-821-6470
5	FB	湘南	平塚市	馬入ふれあい公園	平塚市中堂246-1	35° 20' 11.00" N 139° 21' 59.00" E	9	なし	平塚市	平塚市消防本部 0463-21-9729
6	FB	県西	大井町	ビオトピアフィールド	足柄上郡大井町山田300	35° 19' 32.00" N 139° 09' 55.00" E	6	なし	株式会社ブルックス ホールディングス 0465-85-1113	小田原市消防本部 0465-49-4410
7	FB	県央	伊勢原市	成城学園伊勢原総合グラウンド	伊勢原市西富岡448番地の1	35° 25' 28.00" N 139° 18' 18.00" E	3	なし	(学)成城学園事務局長 03-3482-1462 (現地)成城学園伊勢原総合グラウンド事業所 所長 0463-93-0771	伊勢原市消防本部 0463-95-9124
8	FB	湘南	大磯町	大磯ロングビーチ第一駐車場	大磯町国府本郷546	35° 18' 03.00" N 139° 17' 04.00" E	4	なし	大磯プリンスホテル管理 0463-61-7724	大磯町消防本部 0463-61-0911

※順番は建制順。災害の被害や場所を勘案の上、フォワードベースを選定する。

横浜市消防局消防訓練センター詳細図



横浜ヘリポート駐機配置図



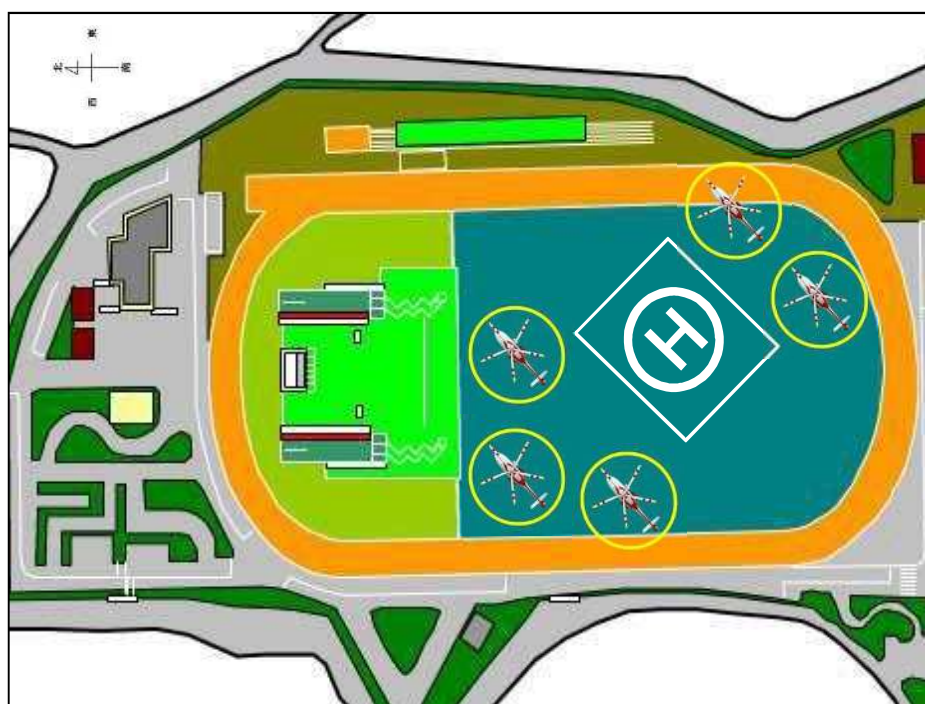
消 防 防 災 航 空 隊 名 簿

(令和3年4月1日現在)

	隊 名	〒	連 絡 先	TEL	FAX
【消防機関航空隊】					
1	札幌市消防局航空隊	007-0880	石狩市新港東2丁目1-2 札幌市消防局石狩ヘリポート	0133-62-4119	011-271-0632
2	仙台市消防航空隊	989-2421	宮城県岩沼市下野郷字新拓160-1	0223-23-7850	0223-23-7848
3	千葉市消防航空隊	266-0004	千葉市緑区平川町1513-1 千葉消防HP内	043-292-9186	043-292-9189
4	東京消防庁 装備部航空隊	190-0015	立川市泉町1156-1立川基地	042-521-0190	042-521-0191
5	横浜市消防局航空消防隊	236-0004	横浜市金沢区福浦3-2 横浜ヘリポート内	045-784-0119	045-784-0116
6	川崎市消防局警防部航空隊	136-0082	東京都江東区新木場4-7-53 東京ヘリポート内	03-3522-0119	03-3522-0159
7	静岡市消防航空隊	420-0902	静岡市葵区諏訪8-10静岡ヘリポート内	054-267-3019	054-267-3022
8	浜松市消防航空隊	434-0006	浜松市浜北区四大地10-2	053-428-9119	053-428-1181
9	名古屋市消防航空隊	480-0202	愛知県西春日井郡豊山町豊場殿釜2 名古屋空港内	0568-28-0119	0568-28-0721
10	京都市消防航空隊	612-8244	京都市伏見区横大路千両松町	075-621-1834	075-621-1683
11	大阪市消防航空隊	581-0043	八尾市空港2-12	072-992-4900	072-991-0119
12	神戸市航空機動隊	650-0046	神戸市中央区港島中町8-1 神戸ヘリポート内	078-303-1192	078-302-8119
13	岡山市消防航空隊	702-8024	岡山市南区浦安南町671-1 岡南飛行場内	086-261-0119	086-261-1190
14	広島市消防航空隊	733-0036	広島市西区観音新町4-10-127	082-546-3454	082-546-3455
15	北九州市消防航空隊	800-0306	北九州市小倉南区空港北町6番 北九州空港内	093-475-6701	093-475-6700
16	福岡市消防航空隊	811-0204	福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302の47	092-608-3119	092-608-3122

資料6-2

消防訓練センター（代替ヘリベース）配置図



	隊 名	〒	連 絡 先	T E L	F A X
21	三重県防災航空隊	514-0301	津市雲出鋼管町2-2	059-235-2555	059-235-2557
22	滋賀県防災航空隊	529-1663	滋賀県蒲生郡日野町北脇214-71	0748-52-6677	0748-52-6679
23	兵庫県消防防災航空隊	650-0046	神戸市中央区港島中町8-1 神戸ヘリポート内	078-303-1192	078-302-8119
24	奈良県防災航空隊	630-2166	奈良市矢田原町2450 奈良県ヘリポート内	0742-81-0399	0742-81-5119
25	和歌山県防災航空隊	649-2211	和歌山県西牟婁郡白浜町3031の56(南紀白浜空港内)	0739-45-8211	0739-45-8213
26	鳥取県消防防災航空隊	680-0941	鳥取市湖山町北4-344-2 鳥取空港内	0857-38-8119	0857-38-8127
27	島根県防災航空隊	699-0551	島根県出雲市斐川町沖洲2677	0853-72-7661	0853-72-7671
28	岡山県消防防災航空隊	701-1131	岡山県岡山市北区日応寺761-1	086-250-0330	086-294-7885
29	広島県防災航空隊	729-0416	三原市本郷町善入寺94-22	0848-86-8931	0848-86-8933
30	山口県消防防災航空隊	755-0001	宇部市沖宇部625 山口宇部空港内	0836-37-6422	0836-37-6423
31	徳島県消防防災航空隊	771-0219	徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野15-2	088-683-4119	088-683-4121
32	香川県防災航空隊	761-1401	高松市香南町岡 高松空港内	087-879-0119	087-879-1400
33	愛媛県消防防災航空隊	791-8042	松山市南吉田町2731 松山空港内	089-972-2133	089-972-3655
34	高知県消防防災航空隊	783-0093	南国市物部 高知空港内	088-864-3890	088-864-3896
35	佐賀県防災航空隊	840-2212	佐賀県佐賀市川幅町犬井道8884	0952-34-9001	0952-45-9070
35	長崎県防災航空隊	856-0818	長崎県大村市今津町201	0957-52-9590	0957-52-9549
36	熊本県防災消防航空隊	869-1104	熊本県菊池郡菊陽町大字戸次1698	096-279-1571	096-279-1573
37	大分県防災航空隊	879-6444	豊後大野市大野町田代2592-2 大分県央飛行場内	0974-34-2192	0974-34-2195
38	宮崎県防災救急航空隊	880-0912	宮崎市大字赤江無番地 宮崎空港内宮崎県防災救急航空センター	0985-56-0586	0985-56-0597
39	鹿児島県防災航空隊	898-0080	枕崎市あけぼの町2 6 4 (枕崎空港内)	0993-73-2881	0993-73-2882

	隊 名	〒	連 絡 先	T E L	F A X
【都道府県航空隊】					
1	北海道防災航空隊	007-0880	札幌市東区丘珠町755-11	011-782-3233	011-782-3234
2	青森県防災航空隊	030-0155	青森市大字大谷字山ノ内6-128 青森空港内	017-729-0355	017-729-0377
3	岩手県防災航空隊	025-0004	花巻市葛第三地割183-1	0198-26-5251	0198-26-5256
4	宮城県防災航空隊	989-2420	宮城県岩沼市空港西1-15	0223-24-0741	0223-24-0872
5	秋田県消防防災航空隊	010-1211	秋田市雄和椿川字山籠40-1 秋田空港内	018-886-8103	018-886-8105
6	山形県消防防災航空隊	999-3737	東根市大字若木字七窪5670 山形空港内	0237-47-3275	0237-47-3277
7	福島県消防防災航空隊	963-6304	福島県石川郡玉川村大字北須釜字懸金沢97-8	0247-57-3000	0247-57-3500
8	茨城県防災航空隊	305-0011	つくば市大字上境992 つくばヘリポート内	029-857-8511	029-857-8501
9	栃木県消防防災航空隊	321-3325	栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台128-1 栃木ヘリポート内	028-677-1119	028-677-0775
10	群馬県防災航空隊	379-2142	前橋市下阿内町377-2 群馬ヘリポート内	027-265-0200	027-265-6900
11	埼玉県防災航空隊	350-0141	埼玉県比企郡川島町出丸下郷53-1 埼玉県防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906
12	新潟県消防防災航空隊	950-0001	新潟市東区松浜町 新潟空港内	025-270-0263	025-270-0265
13	富山県消防防災航空隊	939-8254	富山市別名字源田割245-2 富山県防災航空センター	076-495-3060	076-495-3066
14	石川県消防防災航空隊	923-0993	小松市淨柳町小松空港内 石川県航空消防防災室	0761-24-8930	0761-24-8931
15	福井県防災航空隊	919-0412	坂井市春江町江留中50-1-2 福井空港内	0776-51-6945	0776-51-6947
16	山梨県消防防災航空隊	400-0108	甲斐市宇津谷445-1	0551-20-3601	0551-20-3603
17	長野県消防防災航空隊	390-1132	松本市大字空港東9030 長野県消防防災航空センター	0263-85-5512	0263-85-5513
18	岐阜県防災航空隊	504-0000	各務原市那加官無番地	058-385-3772	058-385-3774
19	静岡県消防防災航空隊	420-0902	静岡市葵区諏訪8-10 静岡ヘリポート内	054-261-4483	054-261-4761
20	愛知県防災航空隊	480-0202	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2 (名古屋空港内)	0568-29-3121	0568-29-3123

目次

1	概要	3
2	使用要件	3
3	連絡調整	3
4	任務分担	3
5	使用手順	4
6	時間外の入庁について	4
7	離着陸場における支援活動	5
8	その他	5
9	タイムライン	6
別紙 1	市庁舎フロア平面図	7
別紙 2	進入禁止エリア	11
参考	横浜市庁舎進入表面図	12
	横浜市役所屋上離着陸場諸元	13

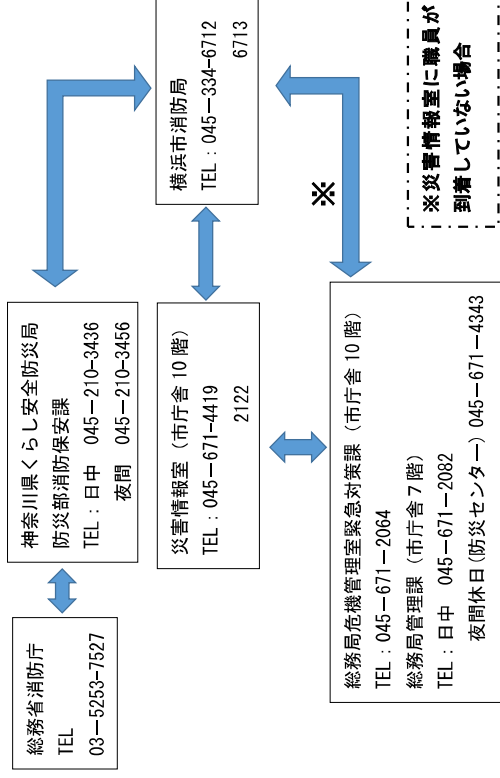
1 概要

この要領は、緊急消防援助隊の受援時に、指揮支援隊を神奈川県及び消防局に受け入れる際の、横浜市役所屋上離着陸場の使用について必要な事項を定めたものである。

2 使用要件

- (1) 首都直下地震アクションプラン適応時に、横浜市消防局が統括指揮支援隊として活動できず、他県から統括指揮支援隊が神奈川県に対し応援派遣される場合
- (2) その他の計画により、緊急消防援助隊指揮支援隊を受け入れる場合
- (3) 他の離着陸場を使用するより、当離着陸場を使用することが有効な場合

3 連絡調整



4 任務分担

任務	担当
総務局緊急対策課、管理課（防災センター）への連絡	消防局 受援班
指揮支援隊の誘導（市役所内） ※屋上離着陸場までの動線は別添1参照	消防局 災害情報室派遣職員
指揮支援隊の誘導（市役所から県庁）	神奈川県 市役所職員（※防災センター職員、管理課職員） ※24時間365日対応可能

5 使用手順

- 手順1 緊急消防援助隊派遣決定の旨消防庁から連絡【消防庁→神奈川県】
 手順2 指揮支援隊受入れ離着陸場の調整【神奈川県→消防局、災害情報室】
 【消防局、災害情報室→総務局】

消防庁から緊急消防援助隊の受け入れについて連絡を受けた、神奈川県くらし安全防災局
 防災部消防保安課は、指揮支援隊の受け入れに伴う市役所屋上離着陸場の使用について、
 消防局警防課を通じて調整を実施する。

- 手順3 災害情報室職員派遣【消防局】

災害情報室に派遣された消防局職員は、警防課からの指示を受けて、総務局職員と受け
 入れについて調整を実施する。管理課職員が屋上入口の開場実施後、離着陸場の点検を
 実施して受け入れ態勢を整える。

- 手順4 離着陸場の準備【総務局管理課】

市役所屋上離着陸場の使用が決定したら、総務局管理課職員または防災センター職員は、
 離着陸場入口を開錠する。

- 手順5 指揮支援隊受入れ【消防局、総務局】

指揮支援隊到着後、消防局職員は、指揮支援隊員を案内し、送迎にきている神奈川県職
 員に引き継ぐ。

- 手順6 市役所から指揮支援隊を誘導【神奈川県】

6 時間外の入庁について（2階防災センターの入り方）

- (1) 時間帯別動線

時間	動線	時間	動線
【平日・休日】 1時～4時50分	①2階夜間通用口から入館 ②北エレベーターまたはH 階段で3階へ	【平日】 20時～23時30分 【休日】 7時～23時30分	①すべての出入り口から入 館 ②北エレベーターで3階へ
【平日・休日】 4時50分～7時	①1階アトリウムまたは2 階夜間通用口から入館 ②北エレベーターで3階へ	【平日・休日】 23時30分～翌1時	①1階アトリウムから入館 ②北エレベーターで3階へ
【平日】 7時～20時	①すべての出入り口から入 館 ②北、南エレベーター又はエ スカレーターで3階へ		

※ 震災時はエレベーターが停止していることが予想されます。上記動線でエレベーターが停止し
 ている場合は、夜間通用口(防災センター)経由で入館する

- (2) 市庁舎フロア平面図

別紙2参照

7 離着陸場における支援活動

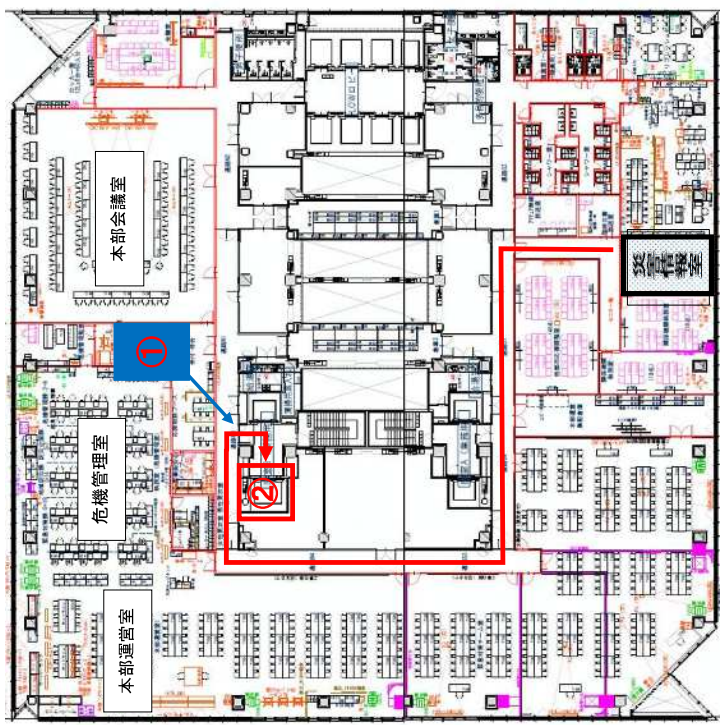
離着陸場において支援活動を行う場合は、次のとおりとする。

- 航空機が到着する前に、屋上離着陸場に障害物及び飛散物がないことを確認する。
- 離着陸時に支援隊は退避場所（着陸帯の下階）で待機し、離着陸帯には立ち入らない。
- 離着陸帯への進入は、着陸後、航空隊員の指示があつてから行うものとし、機体に接近する
 場合は、別紙3の進入禁止エリアには進入しないようにする。

8 その他

- 指揮支援隊の情報（機体の情報、到着時間等）については、分かり次第情報を共有します。
- 消防局職員は市役所到着後、離着陸場の使用について総務局職員と再度調整することとしま
 す。

10階災害情報室から業務用エレベーター（25号）で32階へ
 ※25号エレベーターでのみ32階に行くことが出来る。隣に26号エレベーターがあるので注意



②



①

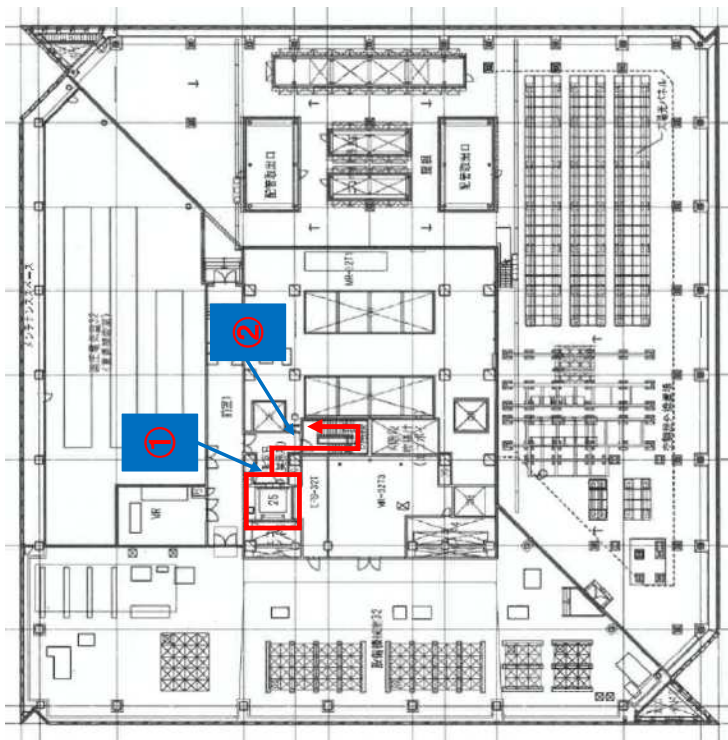
職員証をかざして通過

9 タイムライン(参考)

夜間、休日等の出勤については、消防局職員、応援指揮支援隊の派遣隊員は動員してからの出勤となるため、下記タイムラインより時間を要することが予想されます。あくまで参考として考えてください。

地震発生から受援までのタイムライン(首都直下地震)						
地震	時間(目安)	消防庁	神奈川県	消防局	総務局	応援都道府県
地震発生 (震源地:首都直下)	0h~1h	首都直下APを適応する旨を神奈川県へ連絡	被害状況の確認、調整本部の設置及び指揮支援隊受入れ離着陸場の調整	被害状況の確認及び指揮支援隊受入れ離着陸場の調整	被害確認及び離着陸場の点検	消防庁へ出動隊の報告(統合機動部隊の出動)
	1h~3h	神奈川県へ出動隊の連絡		災害情報室派遣職員市役所到着 離着陸場確認	離着陸場受入れ準備	指揮支援隊、都道府県大隊の出動
	3h~					指揮支援隊到着

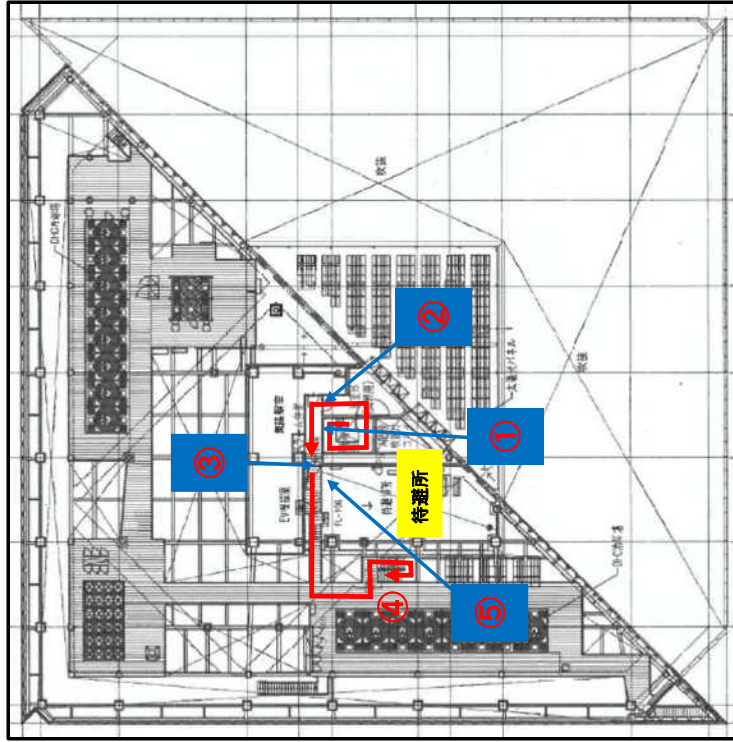
32 階から階段で屋上離着陸場へ



①



②

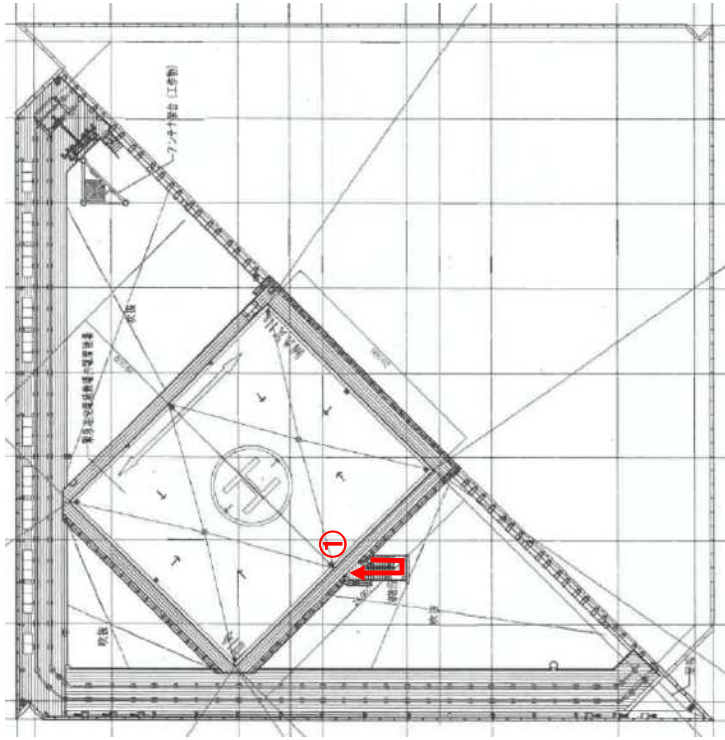


①



②





④



⑤



航空機着陸時はこの場所に退避する

③

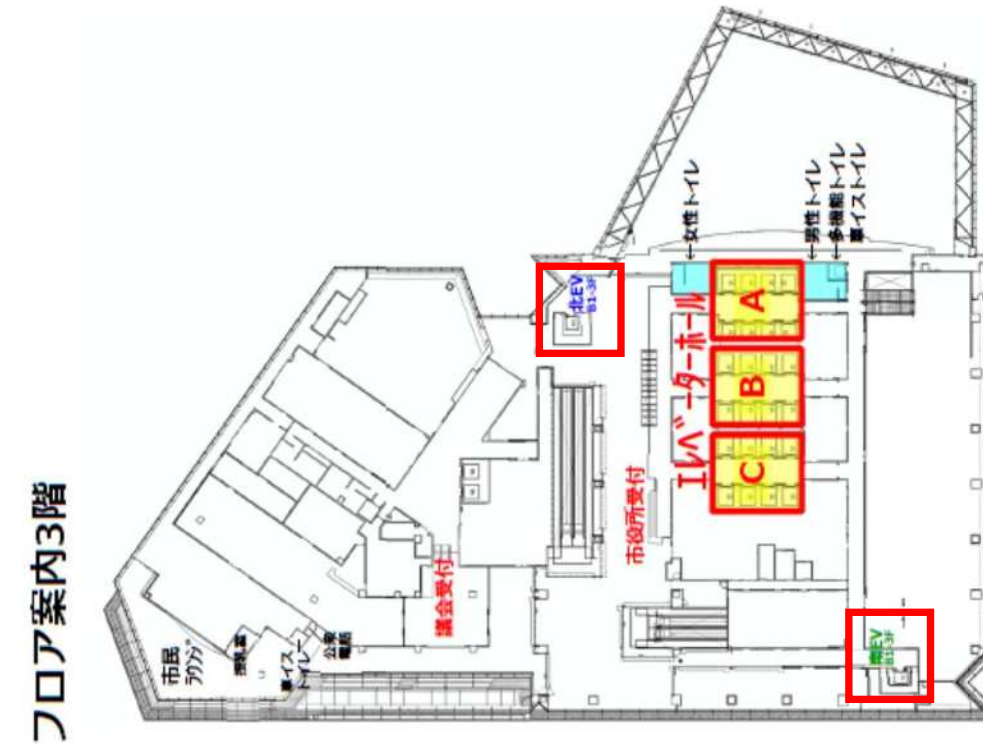
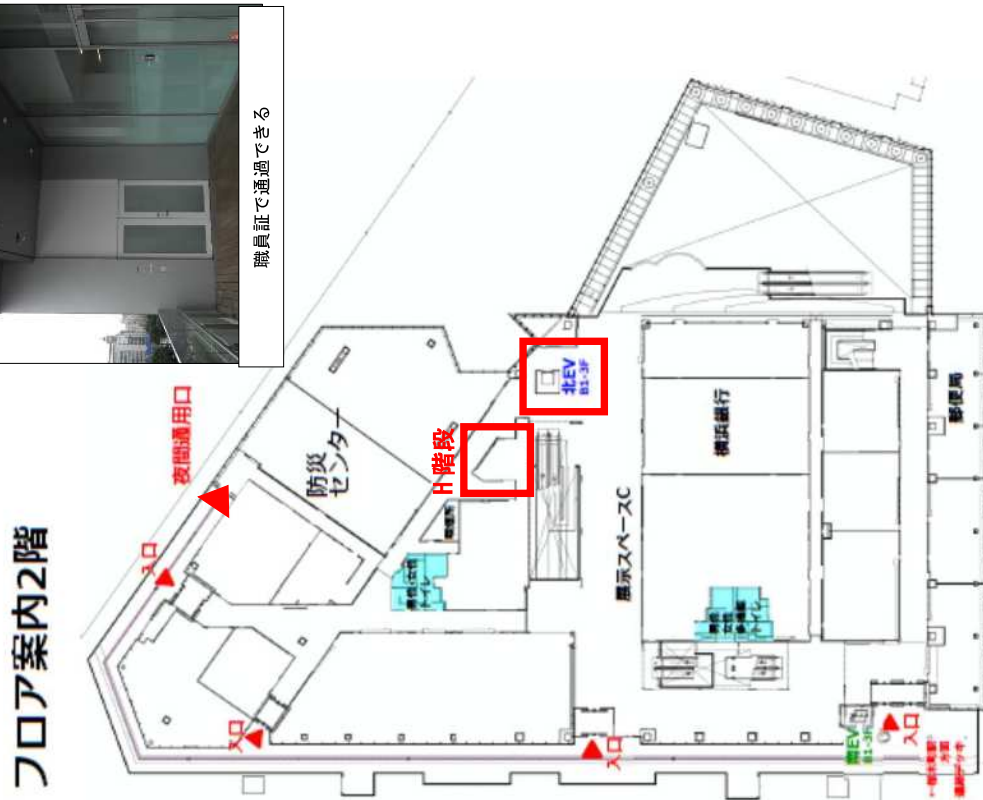


このドアは施錠されているため、管理課もしくは防災センター一職員にて開錠

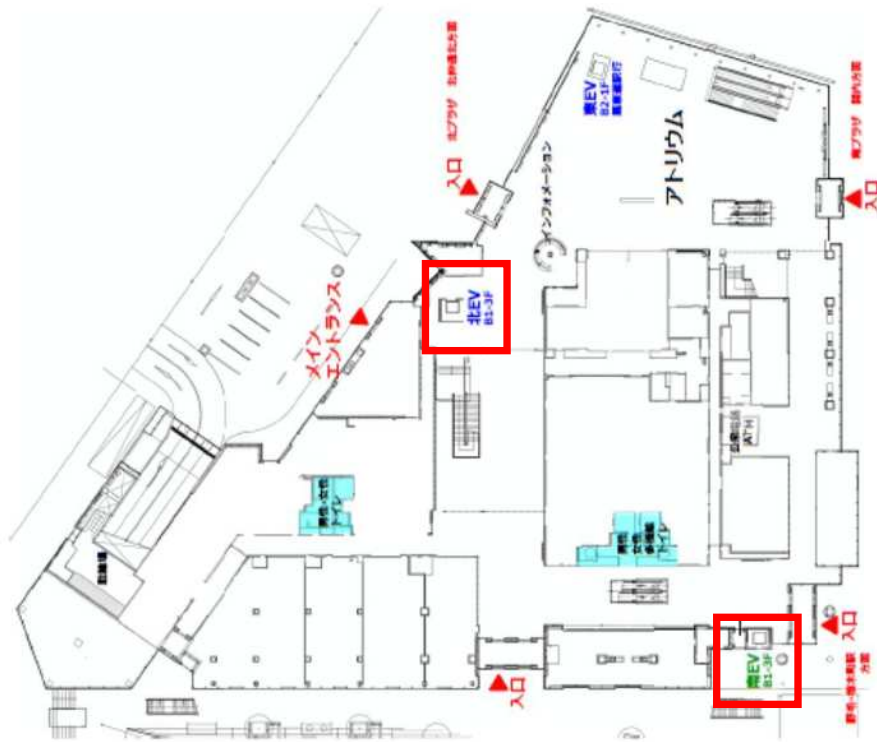
⑤



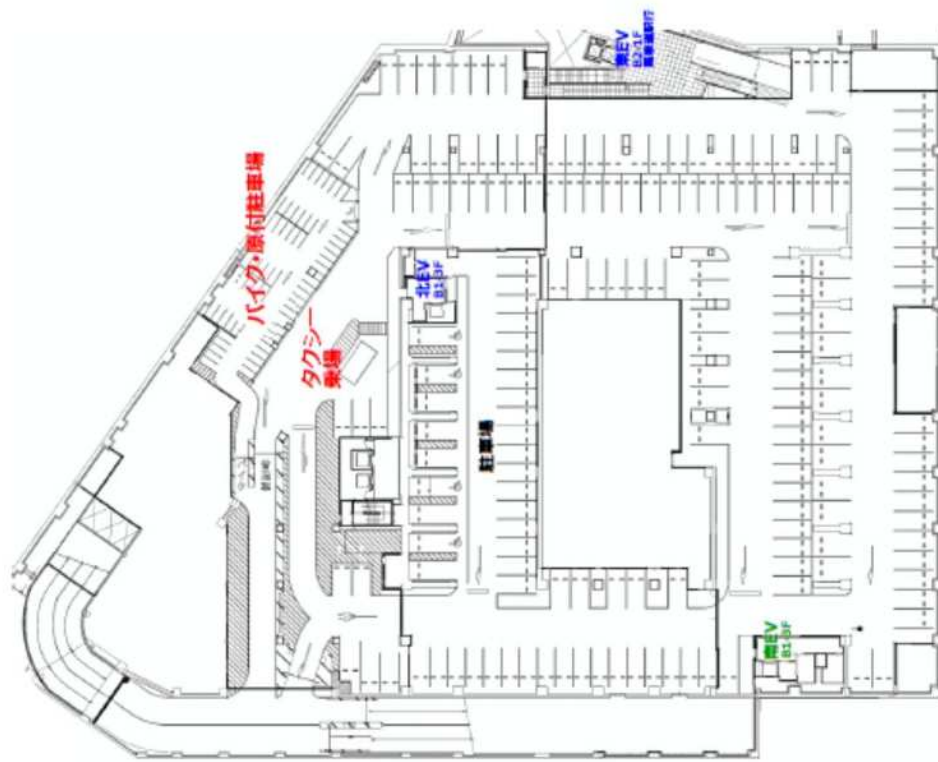
内線専用電話は市役所内の内線のみに通じている。
外線を使用したい場合は非常用電話を使用する



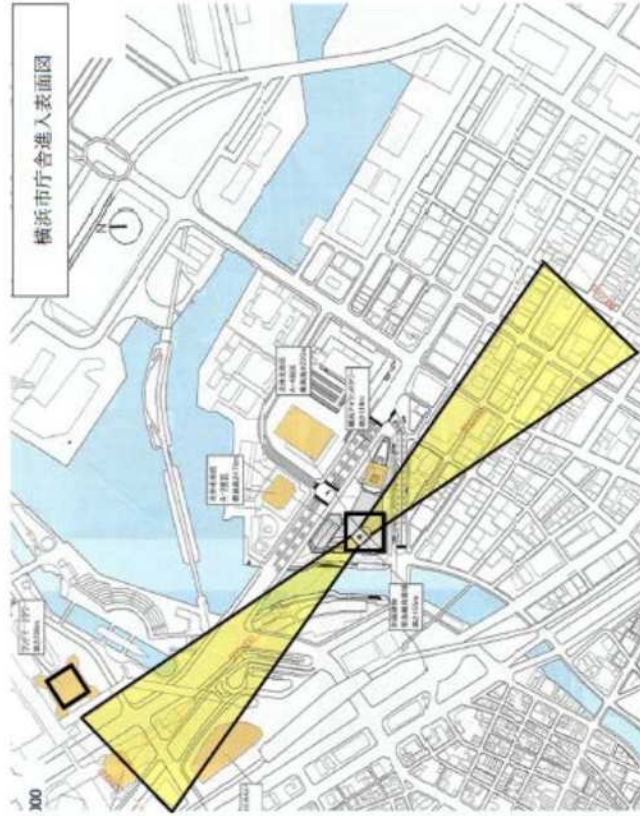
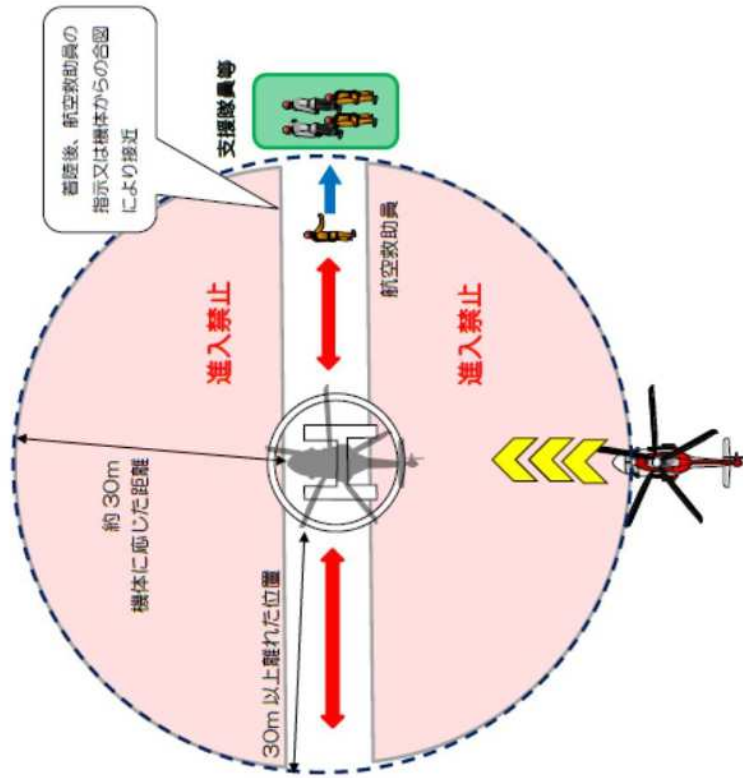
フロア案内1階



フロア案内B1階



進入禁止エリア

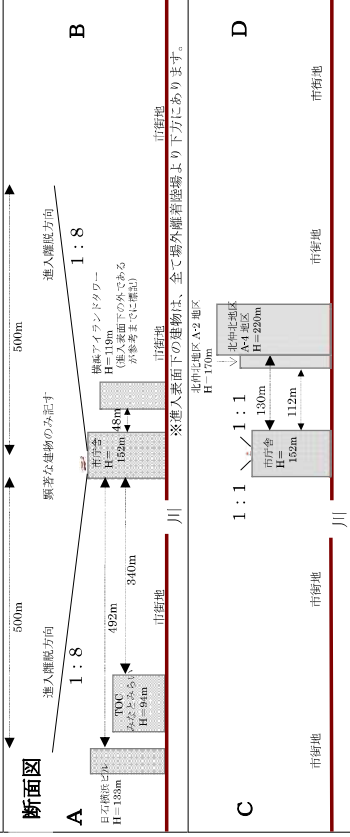
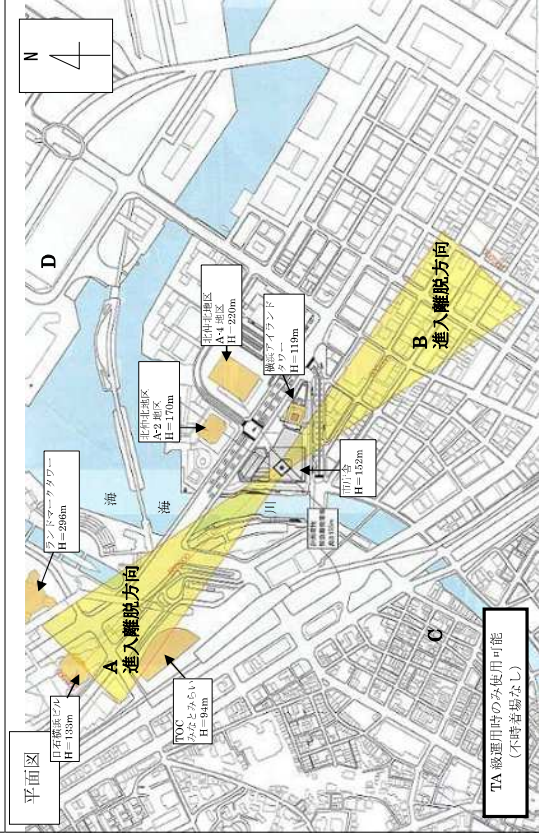


飛行場外離着陸場詳細図

横浜市消防局

名称	横浜市庁舎	標高	ELEVY 8.1m (+軒高 162m)
場所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10	恒風	N~S
管理者	横浜市総務局		
着陸帯 区域	23.2m x19.2m	コンクリート (11t以内で運用)	凹凸・亀裂 の有無
		表面	無
			傾 1.7% 横 1.0%

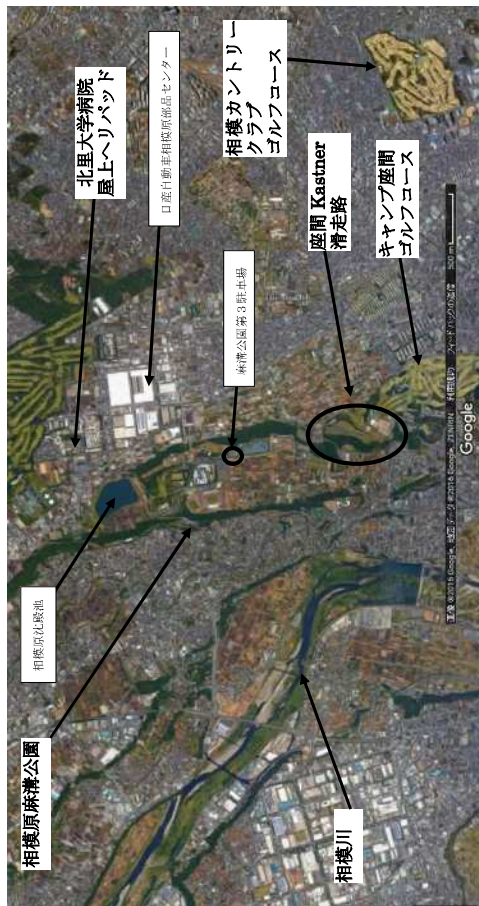
進入離脱方向 500m の範囲内において 1/8 勾配以上に出る障害物なし
離着陸帯の幅から 10m の範囲内においては 1/2 勾配、それを越える 45m の範囲内で 1/4 勾配以上に出る障害物なし



【参考】横浜市役所屋上離着陸場諸元

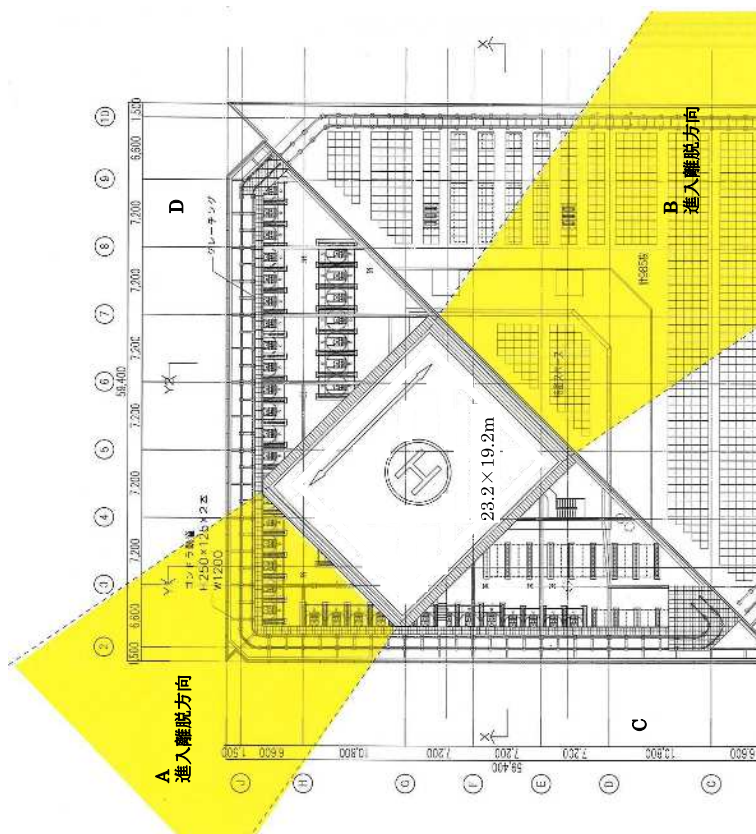
所在地	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地10
着陸帯の広さ	23.2m x 19.2m
着陸可能重量	11,000 kg
座標	北緯 35 度 27 分 02 秒 東経 139 度 38 分 03 秒
照明の有無	有
給油の可否	否

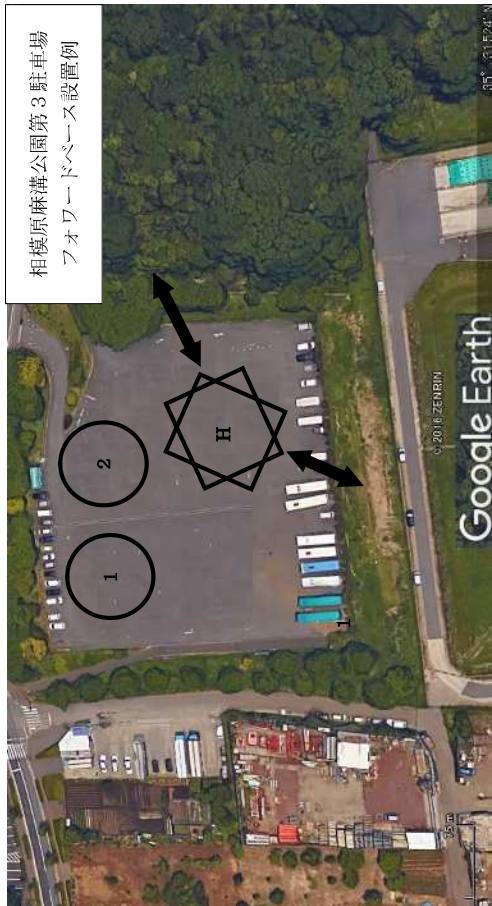
相模原麻溝公園第3駐車場 位置図



相模原麻溝公園第3駐車場	
座標 (度分秒)	N35° 31' 30.00" E139° 23' 30.00"
座標 (度分)	N35° 31. 50' E139° 23. 50'
標高 (ft)	312ft
表面	アスファルト
地理的特徴	キャンプ座間の滑走路から MC359' / 0.7mm に位置する。 (キャスナー管制圏内である。) すぐ北側に池 (相模原洗炭池)、その北東に大きな工場、 その北東にゴルフ場と多くのランドマークがあるが、意外に 上空からは視認しづらい。 またキャンプ座間の滑走路も 457m と短いため目立たない。
空域制限	キャスナー管制圏のため、入域調整が必要となる。 Contact Kaetner Tower 122.5MHz
顕著な障害物	特になし

【進入表面・拡大平面図】





● H×1 スポット3 計2機掛機可

日産自動車株式会社 追浜試験場グラントライプ 位置図



相模原麻溝公園第3駐車場 (スケール図)

座標 (度分秒)	N35° 19' 32"	E139° 38' 35"
	N35° 19. 53	E139° 38. 57
座標 (度分)		
標高 (ft)	3m(9ft)	
表面	アスファルト	
地理的特徴	横浜ヘリポート近傍 (八景島シーパラダイスから南に0.5mm)	
空域制限	南側に横須賀米軍施設有り	
顕著な障害物	なし	

馬入ふれあい公園 位置図

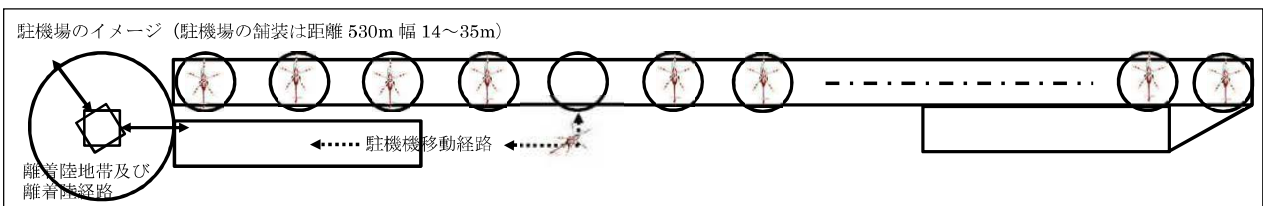


座標 (度分秒)	N35° 20' 11.00"	E139° 21' 59.00"
座標 (度分)	N35° 20. 18'	E139° 21. 98'
標高 (ft)	6 ft	
表面	芝生 (全面芝生)	
地理的特徴	JR 東海道線の相模川橋から MC360° / 0.4mm	
空域制限	厚木飛行場 Reporting Point の Point 3 (ポイント3) 直近 海上自衛隊 VFR 機は相模川をはさんで右側通行 ヘリ 900ft、固定翼 1300ft Monitor Atsugi Tower 126.2MHz	
顕著な障害物	特になし	

日産自動車株式会社 追浜試験場グランドドライブ



1機あたりの駐機スペースを直径20m、機体間15mとする。計15機が駐機可能。



フォワードベース運用要領

1 目的

この要領は、「神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画」(以下「航空部隊受援計画」という。)の開設、任務及び安全管理体制等について、具体的な実施要領を定めることを目的とする。

2 主旨

神奈川県内で大規模災害が発生し、緊急消防援助隊航空小隊(以下「航空隊」という。)を要請した場合又は各アクションプランによる航空隊の受入れを行う場合、約10機から30機のヘリコプターを受入れ、運用を行うこととなるが、神奈川県内の活動拠点ヘリベースとなる横浜ヘリポートの受入れ可能機数が5機であることから、これを超える機体の駐機場所及び航空隊の活動拠点となるフォワードベースの役割が重要であり、迅速な開設と確実な運用が求められる。

3 活動拠点ヘリベース及びフォワードベースの位置及び配置図

- (1) 活動拠点ヘリベースは、横浜ヘリポートとする。(資料1「横浜ヘリポートヘリベース等基本情報」参照)
- (2) フォワードベースとして、県内6か所を選定する。(資料2「活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧」参照)

4 事前準備

フォワードベースを管轄する消防本部は、迅速な開設及び円滑な運営が行えるよう以下の準備を行うこととする。

- (1) フォワードベース指揮者及び安全管理者の指定
開設、運用する場合の責任者等を定め、開設時に消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)に報告する。
- (2) フォワードベース平面図
フォワードベース運用時にすべての関係者が共有できるよう、資料2を基に離着陸帯、駐機スポット、車両導線、トイレ等の施設情報を記載した平面図を準備する。
- (3) 吹流し等の資機材の準備
- (4) 各様式等の準備
ア フォワードベース開設チェックリスト・・・別紙1
イ フォワードベース離着陸管理表・・・別紙2

令和4年4月1日
神奈川県

	携帯電話	090-3136-3150	横浜ヘリポート
	衛星携帯電話	001-010-8821-6695-00712	
代替ヘリベース	固定電話	045-853-8602	横浜市消防局 消防訓練センター
	携帯電話	090-3136-3150	
	衛星携帯電話	001-010-8821-6695-00712	

※衛星電話の「X」は川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」

8 フォワードベース運用の終了

- (1) 調整本部は、ヘリベース指揮者と調整の上、フォワードベースの運用を終了する場合は、フォワードベース指揮者と撤収等の調整を行う。
- (2) フォワードベース指揮者は、撤収の完了の旨を調整本部及び活動拠点ヘリベースに報告する。

9 その他

- (1) 隣接都県の航空隊は、活動終了後は自隊の基地に帰投することを原則とするが、気象状況及び日没等のやむ負えない事情により滞在する場合は、周辺の宿泊施設等を利用する。
- (2) 周辺の宿泊施設等が利用できず、滞在場所が確保できなかった場合及び機体整備など場合は、フォワードベース内の施設や設営テントに宿泊する。
- (3) 航空燃料の確保については、航空部隊受援計画第3章6に準ずる。

10 添付資料

- (1) 資料1・・・横浜ヘリポートヘリベース等基本情報
- (2) 資料2・・・活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧
- (3) 資料3・・・活動イメージ図

5 フォワードベースの開設

- (1) 「フォワードベース開設チェックリスト」に基づき可能な限り資機材等を準備する。
- (2) 施設管理者等にフォワードベース使用の連絡及び使用範囲を確認する。
- (3) フォワードベース周辺住民等への広報を実施する。
- (4) 開設予定時刻、開設時刻を調整本部及び活動拠点ヘリベースに連絡する。
- (5) フォワードベース指揮者及び安全管理者の氏名、通信手段（携帯電話番号等）を調整本部及びヘリベース指揮者に報告する。
- (6) 実施可能な場合は、離着陸帯、駐機スポットの表示をする。
- (7) 吹流しの設置及び必要により消防車両等による散水準備を行う。

6 ヘリコプターの受入体制

- (1) フォワードベース指揮者は、ヘリベース指揮者から駐機する機体数、航空隊の隊名、滞在の有無、受入れ順等の情報提供を受ける。
- (2) 飛散の恐れのある物品の除去、固定及び必要により散水を実施する。
- (3) フォワードベース管理区域から関係者以外の人を排除し、離着陸地帯付近の半径100m及び進入離脱経路の下150mまでを立入禁止とする。
- (4) 消防無線通信により、航空隊から受入れ航空小隊名の確認、進入方向を確認するとともに、駐機スポットの位置及び表示の有無、誘導員の誘導位置、吹流しの設置位置及び地上の気象状況等を連絡する。
- (5) 誘導員による機体誘導を実施する。
- (6) ヘリベース指揮者への報告及び別紙2「フォワードベース離着陸管理表」による管理をする。

7 通信の設定及び項目

- (1) 消防無線
 - 航空隊との直接交信（携帯型無線機）
 - 活動拠点ヘリベースとの交信（固定無線局）
- (2) 携帯電話又は衛星電話：調整本部及び活動拠点ヘリベースとの連絡

連絡先一覧	
消防無線	かながわしょうぼう
固定電話	日中 045-210-3436
衛星電話	夜間 045-210-3456
	日中 X-014-400-3436
	夜間 X-014-400-3456
消防無線	よこしょうへりぼおと1
固定電話	045-784-0119
調整本部	県消防保安課
	県消防保安課
	指令情報室
	県消防保安課
	指令情報室
活動拠点ヘリベース	横浜市消防局

活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(WGS)	最大 駐機数	燃料備蓄方法 燃料備蓄量	責任者・管理者等	管轄消防本部等
						※世界測地系			電話番号	電話番号
1	第1順位 HB	横浜	横浜市	横浜ヘリポート	横浜市金沢区福浦 3-2	35° 20' 32.00" N 139° 39' 23.00" E	5	給油設備 40kl (20kl×2)	横浜ヘリポート空港長 045-784-0119(航空科)	横浜市消防局 045-332-4042
2	第2順位 HB	横浜	横浜市	横浜市消防 訓練センター	横浜市深谷町 777	35° 23' 19.00" N 139° 30' 17.00" E	5	なし	消防訓練センター所長	横浜市消防局 045-332-4042
3	FB	相模原	相模原市	相模原麻溝公園 第3駐車場	相模原市南区 麻溝台2317番1	35° 31' 30.00" N 139° 23' 30.00" E	2	なし	相模原市	相模原市消防局 042-751-9111
4	FB	三浦半島	横須賀市	日産自動車追浜 試験場 グランドライブ	横須賀市夏島町1番地	35° 19' 32.00" N 139° 38' 35.00" E	15	なし	日産自動車 全社災害対策本部 ①045-200-5509 ②045-200-5508	横須賀市消防局 046-821-6470
5	FB	湘南	平塚市	馬入ふれあい 公園	平塚市中堂246-1	35° 20' 11.00" N 139° 21' 59.00" E	9	なし	平塚市	平塚市消防本部 0463-21-9729
6	FB	県西	大井町	ピオトピアフィールド	足柄上郡大井町山田 300	35° 19' 32.00" N 139° 09' 55.00" E	6	なし	株式会社ブルックス ホールディングス 0465-85-1113	小田原市消防本部 0465-49-4410
7	FB	県央	伊勢原市	成城学園伊勢原 総合グラウンド	伊勢原市西富岡448 番地の1	35° 25' 28.00" N	3	なし	(学)成城学園事務局長 03-3482-1462	伊勢原市消防本部 0463-95-9124
						139° 18' 18.00" E			(現地)成城学園伊勢原総合 グラウンド事業所 所長 0463-93-0771	
8	FB	湘南	大磯町	大磯ロングビーチ 第一駐車場	大磯町国府本郷546	35° 18' 03.00" N	4	なし	大磯プリンスホテル管理 0463-61-7724	大磯町消防本部 0463-61-0911
						139° 17' 04.00" E				

※順番は建制順。災害の被害や場所を勘案の上、フォワードベースを選定する。

資料1

横浜ヘリポートヘリベース等基本情報

項目	情報欄
航空隊	横浜消防局 航空消防隊
所在地	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目2番地
航空隊TEL	045-784-0119
航空隊FAX	045-784-0116
航空隊e-mail	sv-kouku@city.yokohama.lg.jp
運航基地	横浜ヘリポート
運用時間	24H
ヘリベース周辺ローカルルール	有 (横浜市消防局航空消防隊に要確認)
緯度・経度	北緯35度20分32秒 東経139度39分23秒
情報官TEL	—
情報官FAX	—
緊要隊駐機スポット数	5機(スポット3機 スポット外2機)
スポット地盤状況	5機アスファルト
燃料関係	給油形態 給油設備(2系統各20kl:合計40kl)
航空隊支援車駐機場所	横浜ヘリポート敷地内 有(大型車可)
宿泊施設	タクシー10分(ビジネスホテル 2件)
コンビニ	徒歩5分
ヘリベース付近の飲食施設	市大医学部内飲食店(徒歩7分)
ヘリベース付近のレンタカー会社	無
ヘリコプターテレビ放送システム	有
使用子チャンネル	Aチャンネル
基地局	横浜市消防局司令センター 北緯35度27分37秒 東経139度35分45秒
連絡無線	有(Aチャンネル)
地上電源車(GPU)	有・無 保有タイプ
トローイング車	有 ホバート Jet-EX6
機体洗浄可否	有 2TG-20
荷物運搬カート	有 水ホース 20m
荷物保管場所	有 手押し車
高所作業台	有 手摺付ステップ
トローイングバー及び グランドハンドリングホイール	有 AS365及UAW139用トローイングバー
MOBIL Jet OIL II	無
都道府県庁舎直近ヘリポート情報	みなとみらいヘリポート(地上) 北緯35度27分47秒 東経139度38分15秒
ヘリベースから都道府県庁舎までの距離(時間)	21km (車で30分)

フォワードベース開設チェックリスト

準備品

- フォワードベース配置図
- フォワードベース離着陸管理簿
- 吹流し(発煙筒)
- ハンドマイク
- 消防無線機
- 携帯電話
- 衛星電話
- 施設開錠鍵等

実施事項

- 施設使用範囲の確認
- 立入禁止区域の設定
- 周辺住民等への広報

報告・連絡事項

- 開設予定時刻の報告
- 開設完了の報告
- フォワードベース指揮者及び安全管理者の報告
- 通信手段(携帯電話番号等)の報告
- 航空隊の離陸・着陸(部隊名・時間)の報告
- 仮救護所設置の報告(調整本部の依頼による)
- 滞在機体数の報告(必要により)
- その他必要な報告

調整本部

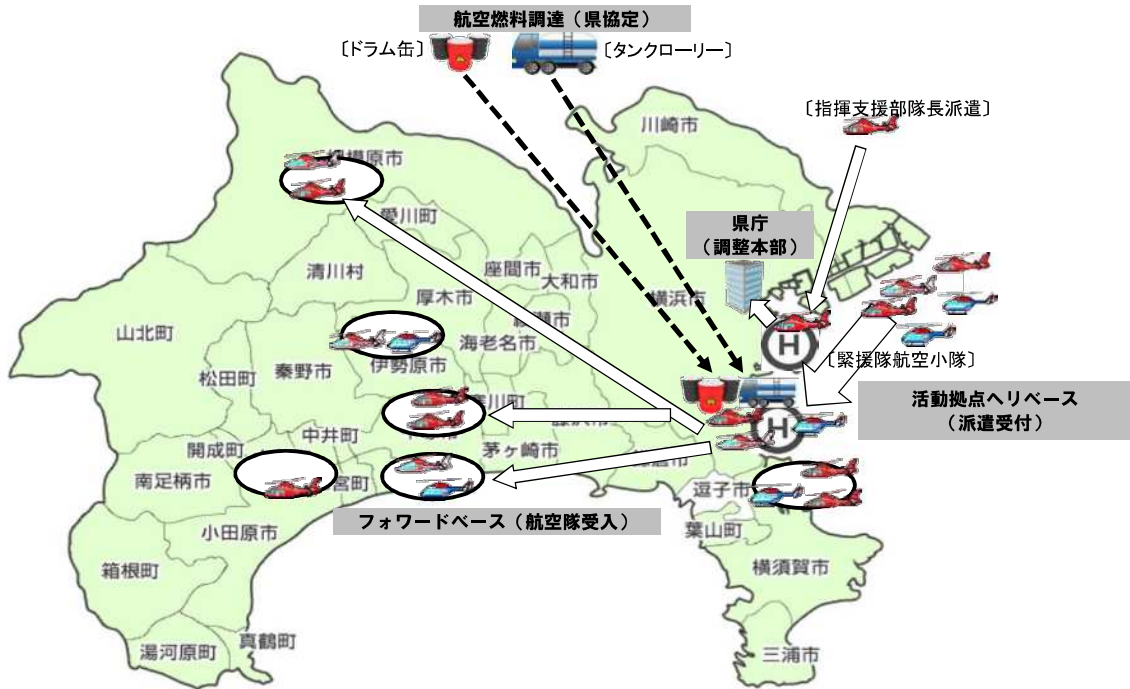
-
-
-
-
-
-
-
-

ヘリベース

-
-
-
-
-
-
-
-

～ 活動イメージ図 ～

資料 3



【航空隊の活動の基本】

給油	待機	任務付与	ブリーフィング	航空活動(活動時間:約1時間30分)	デブリーフィング	給油	待機
----	----	------	---------	--------------------	----------	----	----

【1日の活動の基本】

日出	午前			午後			日没
待機	任務付与	航空活動(活動時間:約1時間30分)	給油	任務付与	航空活動(活動時間:約1時間30分)	給油	

災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書

神奈川県（以下「甲」という。）と日本赤十字社神奈川県支部（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下「法」という。）第16条に基づく救助又はその応援の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

(委託の内容)

第1条 甲は、法第16条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について、受託者へ委託する。

(1) 避難所の設置への支援

甲等が行う避難所の設置の支援として、次の事項を必要に応じて行う。

ア 生活環境の整備

救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行う。

イ 心のケア

災害の発災直後における被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行う。

(2) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対する応急的な処置とする。

イ 医療の範囲は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術並びに看護とする。

(3) 助産

ア 助産は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対する処置とする。

イ 助産の範囲は、分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給とする。

(4) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者に対する必要な限度内における処理とする。

イ 死体の処理の範囲は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案とする。

2 第1項各号の規定にかかわらず、甲乙協議の上、緊急の必要があると認められた場合は、委託事項の範囲を変更することができる。

3 甲は、乙に委託事項の実施を要請する。

4 乙は、甲からの要請に基づき、乙の編成する救護班等により委託事項を行う。

別紙2

フォワードベース離着陸管理表

フォワードベース責任者	所属	氏名	年	月	日	曜日	
番号	所属	機種	機体番号	ミッション・理由等		着陸時間	離陸時間
1						:	:
2						:	:
3						:	:
4						:	:
5						:	:
6						:	:
7						:	:
8						:	:
9						:	:
例	横浜市消防局	AW139	JA152Y	要救助者の救急隊への引渡し		13 : 10	15 : 20

5 第1項に規定する委託の実施期間は、甲乙が協議して定める。

(報告)

第2条 乙は、前条第1項に規定する委託を実施したときは、当該委託の終了後速やかに、甲が別に定める様式により、当該委託の実績を甲に報告するものとする。

(委託費用)

第3条 甲は、甲が要請した委託を実施するため、乙が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を、乙からの補償請求に基づき支払う。

2 前項に規定する費用の区分、範囲及び算定の基準は、別表のとおりとする。

3 第1項に規定する補償請求は、「災害救助法第19条の規定による補償請求書(別紙様式)」の提出により行うものとする。

(効力及び有効期間)

第4条 この契約の有効期間は、効力発生日から令和4年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲と乙が平成31年4月1日に締結した「災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書」は、令和3年3月31日をもってその効力を失う。

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、法に基づきくまか、甲乙協議の上で定める。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 横浜市中区山下町70番の7
日本赤十字社 神奈川県支部
事務局長 松森 繁

別表

委託事務支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	<p>委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。） 時間外手当及び深夜手当について、日本赤十字社の定めている日本赤十字社旅費規則、日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程及び日本赤十字社職員給与要綱により算定した額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅費 2 役務費 3 時間外手当及び深夜手当
救助費	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活環境の整備 生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とする。 (2) こころのケア こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費とする。 2 医療及び助産 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とする。 3 死体の処理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）で定める基準による。 (2) 検案 検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費とする。 4 その他必要な事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費とする。 (2) 上記(1)のほか、委託した事項の実施のために要した費用の実費とする。

輸送費	委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費とする。
賃金職員等雇上費	<p>委託事項の実施における通常の実費とする。</p> <p>委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社第32条の規定によって、支給した扶助金の額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 療養扶助金 2 休業扶助金 3 障害扶助金 4 遺族扶助金 5 葬祭扶助金 6 打切扶助金
扶助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 療養扶助金 2 休業扶助金 3 障害扶助金 4 遺族扶助金 5 葬祭扶助金 6 打切扶助金
事務費	<p>委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消耗品費 2 通信運搬費 3 その他

気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報

(令和5年4月11日)

1 津波警報・注意報、津波情報、津波予報

(1) 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところ 3 mを超え、5 mを超える場合。	10 m超、10 m、5 m	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高い所 1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高い所 0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m	(表記しない)

(2) 津波情報の解説

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表します。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報 ^(*)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。 ^(*)
沖合の津波観測に関する情報 ^(**)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します ^(**)

気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表します。

(*) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっともはやく津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。

(**) 津波観測に関する情報の発表内容について

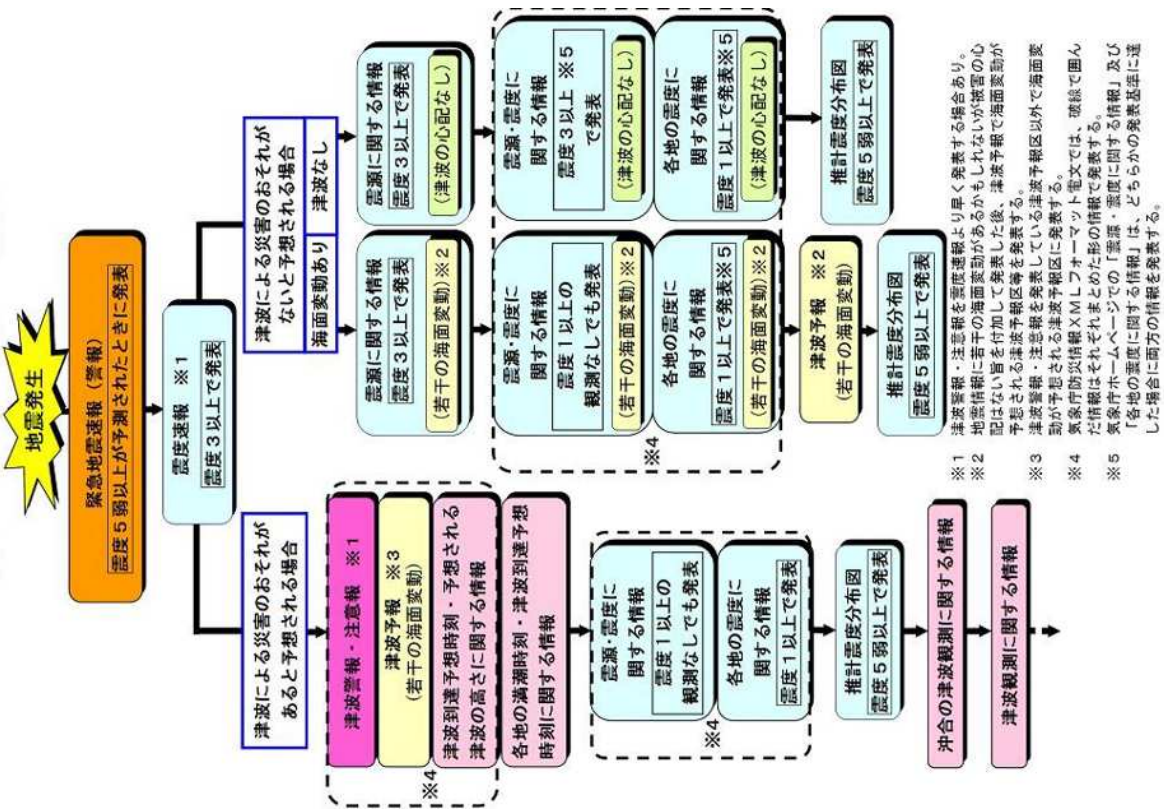
- 沿岸で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。
- 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を發表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

警報・注意報の発表状況	沿岸で観測された津波の最大波の発表内容	
	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

(*) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を發表しません。大津波警報または津波警報が發表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

地震及び津波に関する情報



※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予測で海面変動が予想される津波予測区域等を発表する。
 ※3 津波警報・注意報を発生している津波予測区域以外で海面変動が予想される津波予測区域に発表する。
 ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
 ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に前方の情報を発表する。